

地方独立行政法人会計基準の改訂について

平成 29 年 1 2 月 1 日
地方独立行政法人会計基準等研究会

1 会計基準改訂の経緯

平成 29 年に成立した地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（以下「法」という。）の一部が改正された。この改正により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、申請等関係事務処理法人を設立し、市町村の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であって定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であって定型的なもののうち、法別表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を処理させることが可能となった。また、設立団体の数の変更に伴う措置として、加入設立団体が有する権利・義務の承継や設立団体の数が減少する場合の財産の処分について規定された。

これを踏まえ、今般、申請等関係事務処理法人及び設立団体の数の変更に係る会計処理に関して検討を行い、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）の改訂を行うこととした。

2 会計基準改訂の基本的考え方

（1）申請等関係事務処理法人の創設

申請等関係事務処理法人については、中期目標及び中期計画ではなく事業年度ごとの年度目標及び事業計画に基づき業務を行うこと、申請等関係事務に関する手数料を利用者から徴収すること、児童手当法による児童手当等を支給することが可能であること、並びに規約を締結することにより設立団体以外の市町村の申請等関係事務を行う場合は区分経理が必要となることから、これらを踏まえた会計基準の整備が必要となる。

このため、まず、「基準及び注解」並びに「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」（以下「減損基準及び注解」という。）において中期目標及び中期計

画と記載されている箇所のうち、申請等関係事務処理法人には適用されない目的積立金に係る部分等を除き、申請等関係事務処理法人の場合における年度目標及び事業計画とみなして解釈すべき箇所について、所要の改訂を行うこととした。

次に、申請等関係事務に関する手数料について、その特性を踏まえ、貸借対照表において流動負債として計上するための科目を設けるとともに、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入とせずに申請等関係事務処理法人の収入とすることも可能であることから、それぞれの場合に応じた会計処理を行うこととした。

また、児童手当法による児童手当等の支給のための経費を受領した際、特定の政策目的をもって収入されたことを明確化する観点から、貸借対照表において流動負債として計上するための科目を設けることとした。

最後に、区分経理について、規約を締結することにより、設立団体以外の市町村の申請等関係事務を行う場合は、設立団体及び当該設立団体以外の市町村ごとの業務に関する勘定別財務諸表を設ける必要があることから、所要の改訂を行うこととした。

(2) 設立団体の数の変更

設立団体の数の変更について、まず、設立団体の数が増加する場合、加入設立団体より資産や負債の承継が行われるため、加入設立団体の概要及び承継される資産や負債の内訳等を注記することとした。

また、設立団体の数が減少する場合、脱退設立団体の概要を注記することに加え、脱退設立団体に対し出資等に係る不要財産の納付を行った際は、通常の設定団体に対する出資等に係る不要財産の納付に準じた会計処理及び注記を行うこととした。

3 適用時期

改訂後の「基準及び注解」及び「減損基準及び注解」は、地方独立行政法人法の一部改正に関する規定の施行に合わせ、平成30事業年度から適用することが適切である。